



2026 年 9 月 25 日

各位

会 社 名 HYUGA PRIMARY CARE株式会社
代表者名 代表取締役社長　黒木　哲史
 (コード番号 7133　グロース市場)
問合せ先 取締役最高財務責任者　大西　智明
 (TEL. 092-558-2120)

会 社 名 株式会社 JG44
代表者名 代表取締役 藤原 摂

株式会社 JG44 によるHYUGA PRIMARY CARE株式会社（証券コード：7133）の
株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 JG44 は、本日、HYUGA PRIMARY CARE株式会社の株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社 JG44（公開買付者）が、HYUGA PRIMARY CARE株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026年9月25日付「HYUGA PRIMARY CARE株式会社（証券コード：7133）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年9月25日

各 位

会 社 名

株式会社 JG44

代表者名

代表取締役 藤原 摂

**HYUGA PRIMARY CARE株式会社(証券コード:7133)
の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社 JG44（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、HYUGA PRIMARY CARE株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場（以下「東京証券取引所グロース市場」といいます。）上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下、本新株予約権（下記「1. 本公開買付けの内容」の「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。以下同じです。）の行使により交付される対象者の普通株式を含み、「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

HYUGA PRIMARY CARE株式会社

（2）買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権（以下（i）乃至（iii）を総称して、以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の所有者を以下「本新株予約権者」といいます。）

（i）2018 年 2 月 16 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2020 年 2 月 17 日から 2028 年 2 月 16 日まで）

（ii）2020 年 3 月 23 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2022 年 3 月 24 日から 2030 年 3 月 23 日まで）

（iii）2021 年 2 月 25 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第 5 回新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2022 年 7 月 1 日から 2031 年 3 月 2 日まで）

（3）買付け等の期間

2026 年 9 月 28 日（月曜日）から 2026 年 11 月 10 日（火曜日）まで（30 営業日）

（４）買付け等の価格

- ① 普通株式 1 株につき、金 2,110 円（以下「本公開買付価格」といいます。）
- ② 新株予約権
 - (i) 第 3 回新株予約権 1 個につき、金 1,150,800 円
 - (ii) 第 4 回新株予約権 1 個につき、金 1,150,800 円
 - (iii) 第 5 回新株予約権 1 個につき、金 1,015,800 円

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,994,000 株	1,518,400 株	— 株

（６）決済の開始日

2026 年 11 月 17 日（火曜日）

（７）公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者株式（但し、本不応募株式（以下に定義します。以下同じです。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）及び本新株予約権を取得及び所有することを主たる目的として2026年9月4日に設立された株式会社であり、本日現在、日本成長投資アライアンス株式会社（以下「JGIA」といいます。）が管理・運営するJGIA 3号投資事業有限責任組合（以下「JGIA ファンド」といいます。）によりその発行済株式の全てを所有されております。

JGIA は、日本企業の中でも、人材・資金・ネットワーク等のリソースが限定的であり、本来の成長可能性を十分に発揮することができていない潜在成長力のある企業に特化した事業承継投資、事業支援投資、成長投資等を目的としたファンドを組成・運用しており、JGIA による成長資金提供や経営支援に加えて、JGIA と資本業務提携し、投資先の企業価値向上に各社の強みを活かして貢献するパートナー企業（日本たばこ産業株式会社や株式会社博報堂等）による事業支援、投資先企業への人材派遣などを通じて投資先企業の成長を支援しております。なお、本日現在、JGIA、JGIA ファンド、JG III A (Cayman), L.P.、JG III B (Cayman), L.P.（注1）及び公開買付者は対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

（注1） 公開買付者は、本公開買付けの成立後、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに、JGIA ファンドに加えて、JG III A (Cayman), L.P. 及び JG III B (Cayman), L.P. から出資を受ける予定であるため、当該出資の時点以降の公開買付者の株主には、JG III A (Cayman), L.P. 及び JG III B (Cayman), L.P. も含まれることになります。

今般、公開買付者は、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化することを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。また、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注2）に該当し、対象者の代表取締役社長であり、主要株主かつ筆頭株主である黒木哲史氏（（所有株式数：1,357,200株、所有割合（注3）：18.27%）以下「黒木氏」といいます。）は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

（注2） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

（注3） 「所有割合」とは、対象者が2026年8月12日付で公表した「2027年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（7,279,000株）に、対象者から報告を受けた同日現在残存し行使可能な本新株予約権492個（注4）の目的となる対象者株式の数（295,200株）を加算した株式数から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（147,128株）を控除した株式数（7,427,072株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注4） 対象者から報告を受けた2026年6月30日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第3回新株予約権	40 個	24,000 株
第4回新株予約権	29 個	17,400 株
第5回新株予約権	423 個	253,800 株
計	492 個	295,200 株

本取引の実施にあたり、公開買付者は、2026年9月25日付で、対象者との間で本取引に関し、公開買付合意書を締結しております。

また、公開買付者は、黒木氏及びその資産管理法人である一般社団法人 Hyuga（（所有株式数：900,000 株、所有割合：12.12%、対象者の主要株主かつ第2位株主）以下「本社团」といい、黒木氏と総称して「黒木氏ら」といいます。）との間で、2026年9月25日付で公開買付応募・不応募契約を締結し、(i)黒木氏の所有する対象者株式のうち864,128 株（所有割合：11.63%）を本公開買付けに応募し、残りの黒木氏の所有する対象者株式493,072 株（所有割合：6.64%）及び本社团の所有する対象者株式の900,000 株（所有割合：12.12%）は本公開買付けに応募しない旨並びに(ii)本公開買付けが成立した場合には、対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、対象者の株主を公開買付者、黒木氏、本社团、株式会社シーユーシー（以下「シーユーシー」といいます。）、エムスリー株式会社（以下「エムスリー」といいます。）及びエムスリーキャリア株式会社（以下「エムスリーキャリア」といい、シーユーシー及びエムスリーと総称して「エムスリーグループ」といいます。）のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）に関連する各議案に賛成する旨等を合意しております。

以上のとおり、公開買付者は本公開買付けに関して、黒木氏及び本社团との間で、黒木氏が所有する対象者株式のうち864,128 株（所有割合：11.63%）について本公開買付けに応募する旨等を合意しております。

また、公開買付者は、シーユーシー（所有株式数：840,000 株、所有割合：11.31%、対象者の主要株主かつ第3位株主）との間で、2026年9月25日付で公開買付不応募契約（以下「シーユーシー不応募契約」といいます。）を締結し、(i)その所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び(ii)本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨等を合意しております。

また、公開買付者は、エムスリー（所有株式数：699,600 株、所有割合：9.42%、対象者の第4位株主かつその他の関係会社）及びエムスリーキャリア（所有株式数：500,400 株、所有割合：6.74%、対象者の第5位株主）との間で、2026年9月25日付で公開買付不応募契約（以下「エムスリーら不応募契約」といいます。）を締結し、(i)それぞれが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び(ii)

本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨等を合意しております。

以上のとおり、公開買付者は本公開買付けに関して、黒木氏、本集団及びエムスリーグループ（以下、総称して「本不応募株主」といいます。）との間で、それぞれが所有する対象者株式の合計のうち 3,433,072 株（所有割合：合計 46.22%、以下「本不応募株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨等を合意しております。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を 1,518,400 株（所有割合：20.44%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,518,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。他方で、本公開買付けは、対象者株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,518,400 株）以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（1,518,400 株）は、(i) 本基準株式数（7,427,072 株）に係る議決権の数（74,270 個）に 3 分の 2 を乗じた数（49,514 個（小数点以下切上げ））から、(ii) 本不応募株式（3,433,072 株）に係る議決権の数（34,330 個）を控除した数（15,184 個）に対象者の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（1,518,400 株）であり、本臨時株主総会において公開買付者及び本不応募株主が所有する議決権数が、対象者の総株主の総議決権数の 3 分の 2 以上となるようにしております。

そして、対象者によれば、対象者は、本公開買付けの成立等を条件として、黒木氏らの保有する対象者株式数の合計とエムスリーグループの保有する対象者株式数の合計が同数となるように、本株式併合（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）の実施に先立ち、本不応募株式のうち、シーユーシーが所有する対象者株式の一部（321,579 株、所有割合：4.33%）、エムスリーが所有する対象者株式の一部（133,780 株、所有割合：1.80%）及びエムスリーキャリアが所有する対象者株式の一部（191,569 株、所有割合：2.58%）を取得することを目的とした自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の 2 に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）（以下「本自社株公開買付け」といいます。）を実施する予定であるとのことであり、エムスリーグループは、シーユーシー不応募契約及びエムスリー不応募契約において、これらの株式を本自社株公開買付けに応募する旨を合意しております。

本自社株公開買付けの決済後、かつ本株式併合の効力発生前に、本株式併合によって本不応募株主において端数が生じる事態を回避するとともに、本株式併合後に公開買付者及び本不応募株主以外に対象者の株主が存在する可能性を可及的に低減させて本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、(i) 本集団は、その時点において所有する対象者株式の全てを黒木氏に対して貸し付けるとともに、(ii) シーユーシー及びエムスリーキャリアは、その時点において所有する対象者株式の全てをエムスリーに対して貸し付ける予定です（以下、(i) 及び(ii) を総称して「本貸株取引」といいます。）。本貸株取引が実行された場合には、本株式分割（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）を行った上で、黒木氏が本集団に対して並びにエムスリーがシーユーシー及びエムスリーキャリアに対して、本

貸株返還（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）を行う予定です。本貸株取引及び本貸株返還の詳細については、下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

本株式併合の完了後、最終的に本株式交換（以下に定義します。）後の黒木氏の公開買付者における議決権割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権割合の計算において同じです。）が 10.55%、本社の公開買付者における議決権割合が 19.25%、エムスリーグループの公開買付者における議決権割合が 26.93%となるよう、本不応募株主の保有する対象者株式の議決権割合を調整するべく、本株式分割を行った上で、対象者によるエムスリーの所有する対象者株式の一部取得（以下「本自己株式取得」といいます。）（注5）を実施することを予定しております。

本自己株式取得の完了後、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）（注6）を実施し、公開買付者が本不応募株主に対して、本株式交換の対価として公開買付者の株式を交付することで、公開買付者の株主を、JGIA ファンド、JG III A (Cayman), L.P.、JG III B (Cayman), L.P. 及び本不応募株主とする予定です。なお、本株式交換の完了後における公開買付者の議決権割合は、JGIA ファンドが 22.60%、JG III A (Cayman), L.P. が 10.33%、JG III B (Cayman), L.P. が 10.33%、黒木氏が 10.55%、本会社が 19.25%、エムスリーグループが 26.93%となることを想定しております。

（注5） 本自己株式取得においては、本株式交換後のエムスリーグループの公開買付者における議決権割合が 26.93%となるよう算出される数の本株式分割後の対象者株式を取得する予定とのことです。また、本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付けの対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第4条の3）に該当しないため、対象者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得に係る自己株式取得価格は、本株式併合の効力発生前の対象者株式1株当たり、1,718円を予定しているとのことです（以下「本自己株式取得価格」といいます。）。本自己株式取得価格は、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを踏まえて、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮にエムスリーが本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格の税引後手取り額を上回らない金額としているとのことです。本自己株式取得及び本自社株公開買付けは、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から、公開買付者がエムスリーグループに提案したものです。

（注6） 本株式交換の株式交換比率は、本日現在未定ですが、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反しないよう、対象者株式の価値は、各本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格を上回らない価格（但し、本株式併合の比率に応じて比例的に決定する方法その他の合理的な方法による調整を行う予定です。）で評価いたします。なお、本株式交換後に各本不応募株主が公開買付者の株式を取得することについては、本取引後も継続して代表取締役社長として対象者の経営にあたることを予定している黒木氏及びその資産管理を行う本会社が、本株式交換を通じて、本取引の実行後の公開買付者の株式を保有し続けることで、対象者の事業運営に関するリスクを

負担しつつ、対象者の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下で、その経営に継続して関与し続けることを目的とするものであること、並びにエムスリーグループについても、対象者株式の東京証券取引所マザーズ市場（現在は東京証券取引所グロース市場）への上場以来、対象者の安定した大株主としての立場を維持してきたところ、本取引後も引き続き、公開買付者の株式保有を通じた対象者の間接的な株主として、その医療・ヘルスケア事業における知見を活かしつつ、対象者の円滑な事業運営及び事業成長を支えることを目的とするものであることから、いずれも本公開買付けへの不応募の可否とは独立して検討されたものであり、本公開買付けへの不応募の対価を提供するものではなく、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により対象者の株主を公開買付者及び本不応募株主のみとすることを目的とした本株式併合を行うことを企図しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 180 条に基づいて行う対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（但し、本自社株公開買付けの決済の開始までの日）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催時期は、現時点では、2027 年 1 月上旬を予定しております。2026 年 9 月 25 日、対象者が公表した「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して、任意売却許可の申

立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者及び本不応募株主が対象者株式の全て及び本新株予約権の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び本不応募株主を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

なお、本貸株取引については、本株式併合の効力発生日の前日において、本株式併合によって本不応募株主において端数が生じる事態を回避するとともに、本株式併合後に公開買付者及び本不応募株主以外に対象者の株主が存在する可能性を可及的に低減させて本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、本団が黒木氏に対し並びにシーユーシー及びエムスリーキャリアがエムスリーに対し、公開買付者の要請に従い、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、その時点において保有する対象者株式の全てを、無償で貸し付ける予定です。

本貸株取引が実行された場合には、本株式併合の効力発生後、黒木氏が本団に対して並びにエムスリーがシーユーシー及びエムスリーキャリアに対して、公開買付者の要請に従い、本自社株公開買付けの決済後に本貸株取引を解消し、本貸株取引の対象である対象者株式と同等の価値となる数の対象者株式を返還します（以下「本貸株返還」といいます。）。対象者は、本貸株返還において、黒木氏及びエムスリーが、本貸株取引において借り受けた対象者株式と同等の価値の対象者株式を返還できるようにするため、公開買付者の要請に従い、本貸株返還に先立ち、本株式併合における併合比率の逆数となる比率その他公開買付者が指定する内容の株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行う予定であるとのことです。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、所定の条件を満たす場合には、対象者の株主の皆様（公開買付者及び本不応募株主を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して、対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び本不応募株主を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記手続については、関係法令の改正、施行、当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合であっても、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び本不応募株主を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様は、交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者の皆様による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

4. 上場廃止等となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本株式併合が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2026 年 9 月 28 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者、JGIA ファンド、JGIA（以下、総称して「公開買付者グループ」といいます。）に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

【将来予測】

このプレスリリースには、公開買付者グループ、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通

しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者グループの現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者グループは、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。